



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

独禁懇216-2

令和元年度における下請法の運用状況及び 企業間取引の公正化への取組

令和2年5月27日
公正取引委員会

- 1 措置件数過去最多(8,023件)
- 2 従業員派遣や支払遅延に対して、初めて勧告
- 3 働き方改革関連事案や金型事案についても積極的に対処



下請法の運用状況

○書面調査の実施状況

[単位:名]

年 度	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和元年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等(注1)	35,810	200,190	236,000
役務委託等(注2)	24,190	99,810	124,000
平成30年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	39,175	211,741	250,916
役務委託等	20,825	88,259	109,084
平成29年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	38,680	208,513	247,193
役務委託等	21,320	91,487	112,807

(注1)製造委託等:製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2)役務委託等:情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

○下請法違反被疑事件の処理状況

[単位:件]

年度	新規着手件数(注1)				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導(注2)	小計		
令和元年度	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
製造委託等	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
役務委託等	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
平成30年度	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
製造委託等	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
役務委託等	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
平成29年度	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
製造委託等	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
役務委託等	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136

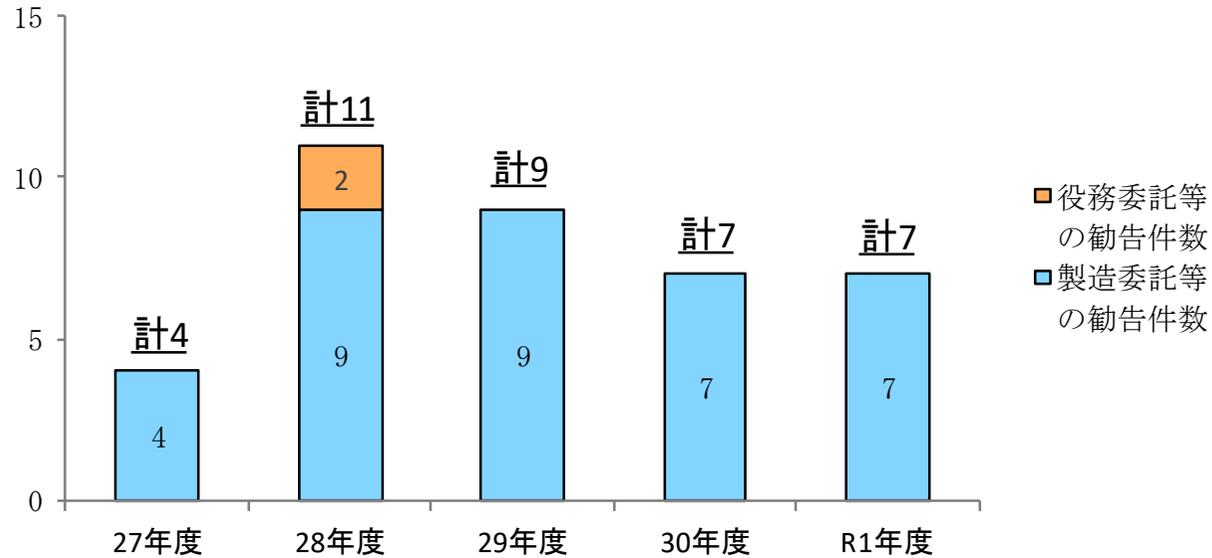
(注1)新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(注2)指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

○勧告及び指導件数の推移

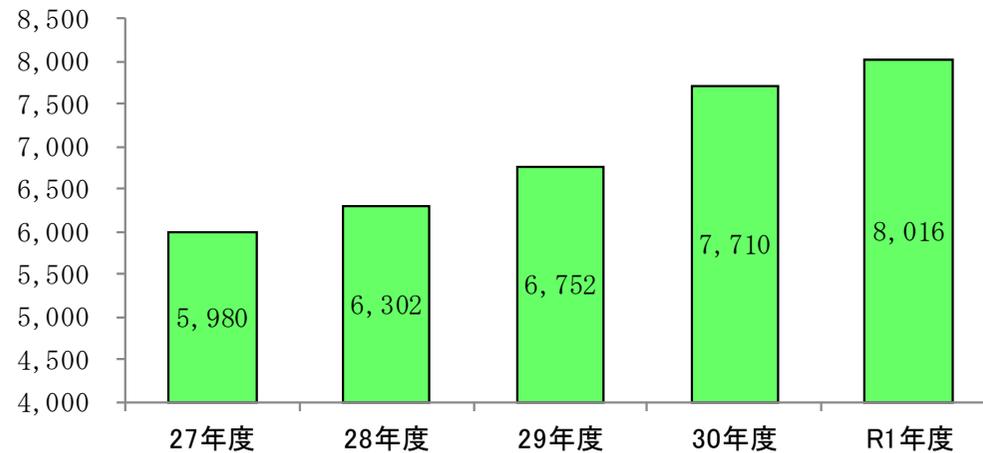
勧告件数の推移

[単位：件]



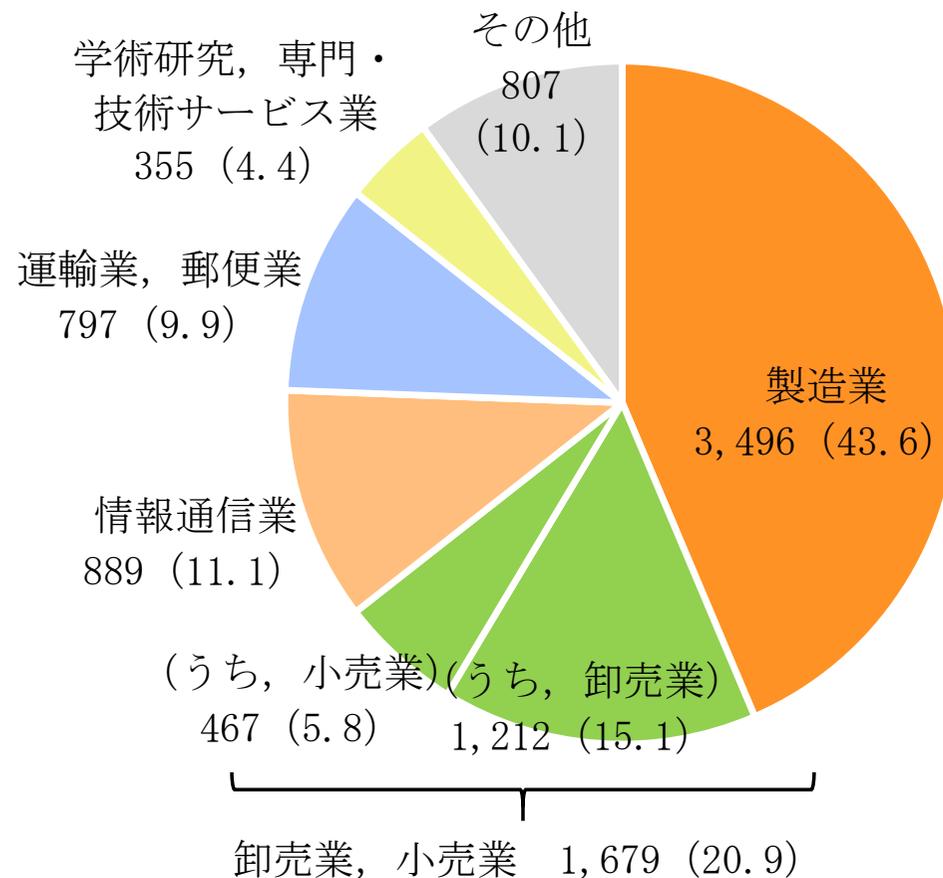
指導件数の推移

[単位：件]



○措置件数(8,023件)の業種別内訳

[単位:件, (%)]



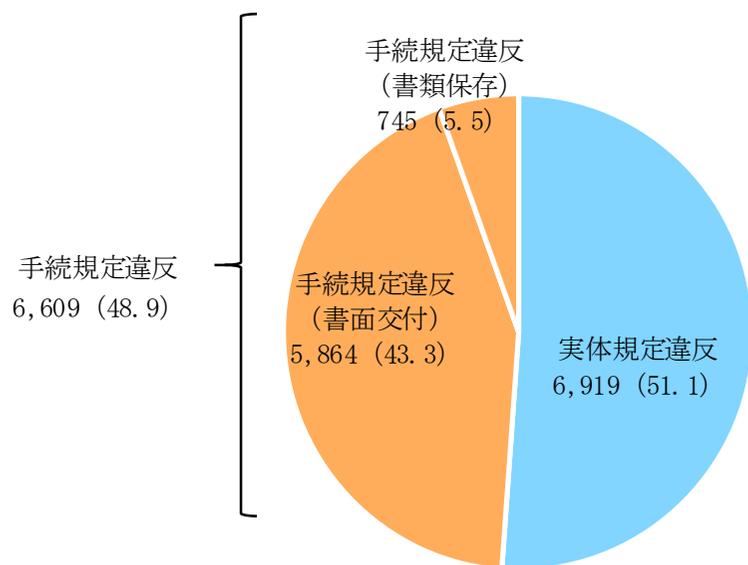
(注1)業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) ()内の数値は措置件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

○ 類型別件数 (13,528件) の内訳, 実体規定違反件数 (6,919件) の行為類型別内訳

類型別件数 (13,528件) の内訳

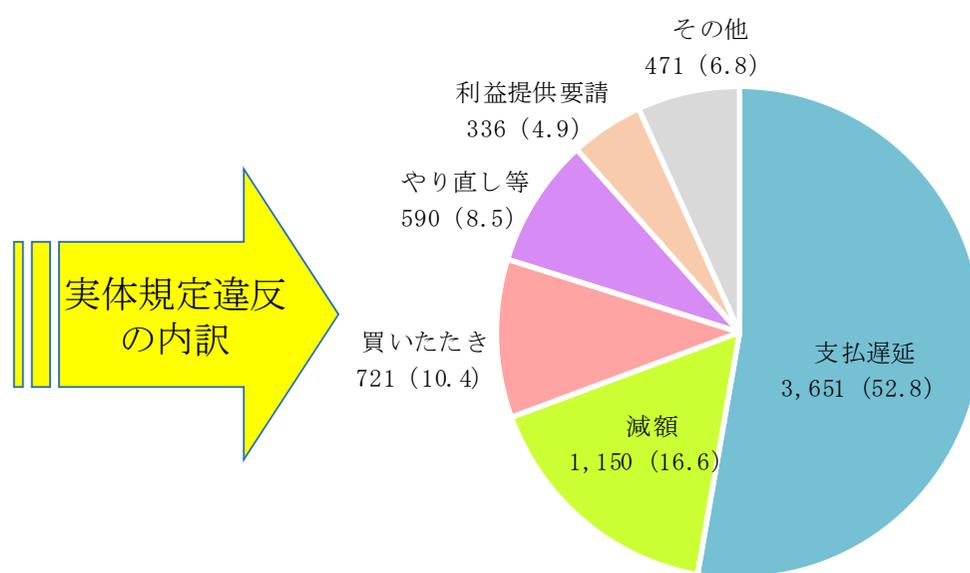
[単位: 件, (%)]



(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

実体規定違反件数 (6,919件) の行為類型別内訳

[単位: 件, (%)]

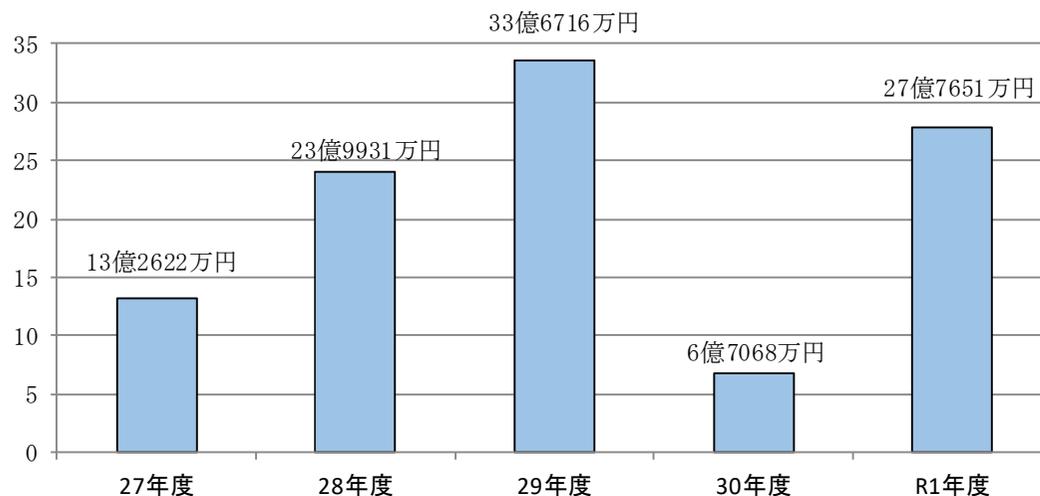


(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

○原状回復額の推移, 原状回復を行った親事業者数 ・原状回復を受けた下請事業者数の推移

原状回復額の推移

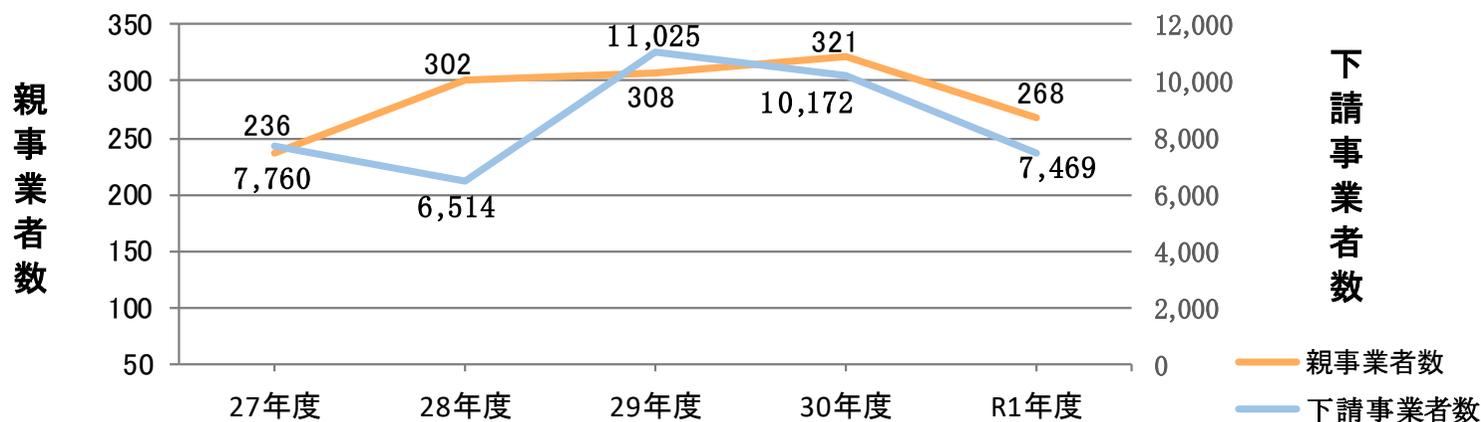
[単位：億円]



原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

[単位：名]

[単位：名]





企業間取引の公正化への取組

下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

下請取引適正化推進講習会

47都道府県62会場(うち公正取引委員会主催分26都道府県33会場)

キャンペーン標語の一般公募

令和元年度特選作品 「無茶な依頼 しないさせない 受け入れない」

下請法遵守の要請文書の発出

親事業者約200,000名及び関係事業者団体約1,100団体に対し、下請法の遵守の徹底等について要請(令和元年11月15日)

○企業間取引の公正化への取組

下請法等に係る講習会

基礎講習会	65回
下請取引適正化推進講習会 (再掲)	47都道府県62会場 (うち公正取引委員会主催分26都道 府県33会場)
応用講習会	9回
業種別講習会	9回(荷主・物流事業者向け)

下請法等に係る相談

相談	10,277件
中小事業者のための移動相談会	25か所

荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

○ 物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた864名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送(令和2年3月)。

主な業種		主な行為類型	
製造業	420名／49.6%	経済上の利益の提供要請	414件／41.9%
卸売業	187名／22.1%	代金の支払遅延	230件／23.3%
小売業	48名／5.7%	発注内容の変更	158件／16.0%

製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査 (令和元年6月14日公表)

○ 書面調査(30,000社)に対し、15,875社から回答があり(52.9%)、726件の個別事例が報告された。

調査結果

書面調査、ヒアリング調査の結果、

- ・ **ノウハウの開示を強要**される
- ・ **名ばかりの共同研究**を強いられる
- ・ **特許出願に干渉**される
- ・ **知的財産権の無償譲渡を強要**される

等の**これまであまり知られてこなかった多数の事例が報告された。**
また、大企業や、中小企業の中でも**ベンチャー企業**からの報告も寄せられた

評価

製造業者が研究開発等の末に獲得した**ノウハウや知的財産権は、当該製造業者の競争力の源泉**となるものであり、優越的な地位にある取引先に秘匿しておきたいノウハウを意に反して開示させられたり、苦勞して取得した知的財産権を意に反して無償譲渡等させられたりするのでは、**我が国における企業の知的財産戦略自体が成り立たなくなるおそれ**

公正取引委員会の対応 (報告書第6の2)

調査結果を踏まえ、公正取引委員会では、以下の対応を行う

- ① **経済産業省・特許庁と連携し、製造業全体に参考事例集を含めた調査結果の周知**
- ② 引き続き優越的地位の濫用行為等の情報収集に努めるとともに、**違反行為には厳正に対処(下請法違反行為については、中小企業庁と連携して厳正に対処)**

○参考

下請法の各種講習会に参加できない場合であっても、下請法の理解に役立つよう、講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を下記のウェブサイトで公開中。

(公正取引委員会ウェブサイト)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>

(YouTube公正取引委員会チャンネル)

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>



～下請法関係のパンフレットは下記ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>



第 1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況等

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

(1) 書面調査の実施（第 1 表参照）

資本金の額又は出資の総額が 1000 万円超の親事業者 60,000 名及び当該親事業者と取引のある下請事業者 300,000 名を対象に書面調査を実施した^(注)。

(注) 中小企業庁においても同規模の書面調査を実施している。

第 1 表 書面調査の実施状況

[単位：名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和元年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等 ^(注1)	35,810	200,190	236,000
役務委託等 ^(注2)	24,190	99,810	124,000
平成 30 年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	39,175	211,741	250,916
役務委託等	20,825	88,259	109,084
平成 29 年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	38,680	208,513	247,193
役務委託等	21,320	91,487	112,807

(注 1) 製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注 2) 役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

下請取引調査室 電話 03-3581-3374 (直通) (第 1 関係)

企業取引課 電話 03-3581-3373 (直通) (第 2 関係)

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

(下請法に係る相談・申告等 <https://www.jftc.go.jp/shitauke/madoguti.html>)

- また、下請事業者を対象とした書面調査の調査票には、
- ①情報源が親事業者に決して知られることのないよう秘密を厳守していること。
 - ②定期的な書面調査等を情報源として多くの下請法違反行為の是正措置を採っていること。
 - ③下請事業者が被った不利益の原状回復の状況を記載することにより、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を回答しやすい環境の整備に努めている。

(2) 申告関係

下請法違反被疑事実の報告（「申告」）が行われた場合、公正取引委員会は、申告した下請事業者が親事業者に特定されることがないように、申告に係る情報を厳重に管理するとともに、その旨を広く周知するなど、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を申告しやすい環境の整備に努めつつ、情報提供を促している。

また、公正取引委員会が調査に着手する前に、親事業者が違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案について、公正取引委員会は、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（詳細については、後記2(5)（14頁）参照。）。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連する下請法違反行為については、公正取引委員会ウェブサイトにおいてインターネットで申告を受け付けているほか、地方事務所等を含めた全国の申告窓口において、電話等により随時情報提供を受け付けている。

<https://www.jftc.go.jp/oshirase/200227oshirase.html>

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

ア 新規着手状況（第2表参照）

新規に着手した下請法違反被疑事件は8,515件である。事件の端緒別内訳をみると、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが8,360件、下請事業者等からの申告によるものが155件である。

イ 処理状況（第2表参照）

下請法違反被疑事件の処理件数は8,315件であり、このうち、8,023件について、①下請法第7条の規定に基づく勧告又は②違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。この措置件数は、昭和31年の下請法施行以降、最多となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	新規着手件数(注)				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
令和元年度	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
製造委託等	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
役務委託等	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
平成30年度	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
製造委託等	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
役務委託等	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
平成29年度	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
製造委託等	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
役務委託等	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(7) 勧告（第1図参照）

勧告件数は7件であり、いずれも製造委託等に係るものであった。

勧告事件の概要は別紙1のとおりであり（平成27年度以降の勧告事件については、参考資料1を参照。）、勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、下請代金の減額が6件、返品が1件、不当な経済上の利益の提供要請が1件、支払遅延が1件となっている^(注)。

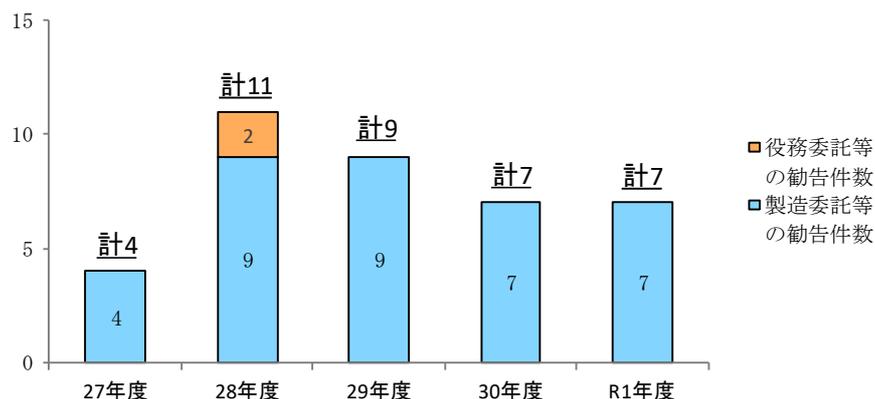
減額については、手形等ではなく現金で支払うことなどを理由に下請代金の一定率を減ずる行為（3件）、新単価の遡及適用（2件）がみられたほか、自社の利益確保のために金銭を徴収する行為やセンターフィーとして下請代金の一定率を減ずる行為もみられた。また、セールにより店頭小売価格を引き下げて販売する原資として金銭を徴収していた減額行為もあった。当該セール後に、商品が売れ残ったことなどを理由として商品を引き取らせていた行為は返品の違反となった。

小売業者が行う下請事業者の従業員等の派遣要請行為による不当な経済上の利益の提供要請及び支払遅延に対する勧告・公表は、それぞれ勧告事件を原則として公表するようになった平成16年度以降初めてである。

(注) 1件の勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるので、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

第1図 勧告件数の推移

[単位：件]



(注1) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

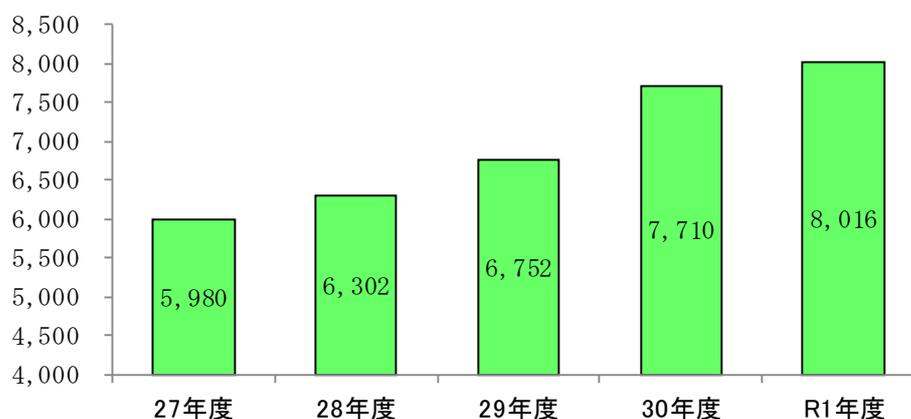
(注2) このほか、勧告に相当するような自発的な申出事案もある（後記(5) (14 頁) 参照）。

(イ) 指導（第2図参照）

指導件数は8,016件であり、これは、昭和31年の下請法施行以降、最多となっている。指導件数8,016件のうち5,524件が製造委託等に係るもの、2,492件が役務委託等に係るものであった。

第2図 指導件数の推移

[単位：件]



(ウ) 働き方改革に関連する下請法違反実例（別紙2参照）

政府を挙げて働き方改革を推進しているところ、親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短期発注等の「しわ寄せ」を生じさせないように、公正取引委員会としても、このような事案に接した場合には厳正に対処することとしている。令和元年度に措置を採った事件のうち、働き方改革に関連する下請法違反実例については別紙2のとおりである。

(I) 金型に関連する下請法違反実例（別紙3参照）

金型に関する取引条件の改善については、以前から、中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議等において議論されているところ、令和元年8月からは「型取引の適正化推進協議会」が開催され、同年12月にはその報告書が取りまとめられている。これらも踏まえ、公正取引委員会としても不適切な取引事案については厳正に対処することとしている。令和元年度に措置を採った事件のうち、金型に関連する下請法違反実例については別紙3のとおりである。

ウ 都道府県ごとの措置件数（別紙4参照）

措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）8,023件の地区ごとの内訳は別紙4のとおりである。

地区ごとの措置件数をみると、①関東甲信越地区が最も多く（4,055件、50.5%）、②近畿地区（1,395件、17.4%）、③中部地区（797件、9.9%）がこれに続いている。また、地区ごとの措置件数を平成30年度と比べると、ほぼ全ての地区において増加している。

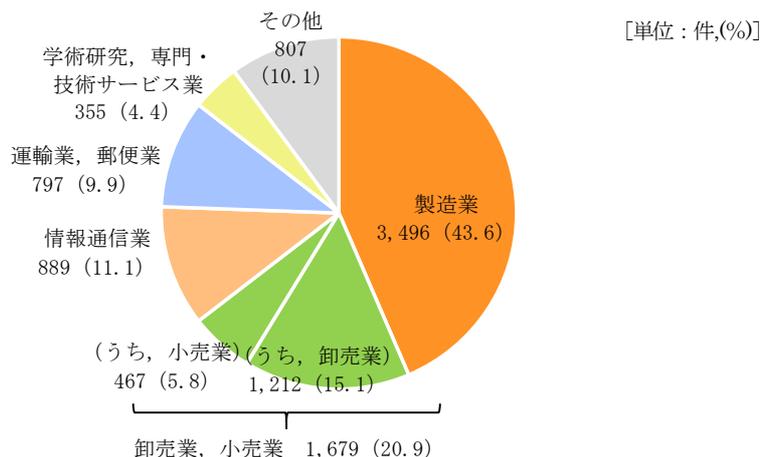
(2) 措置件数の業種別内訳

ア 全体の状況（第3図参照）

下請法違反事件に係る措置件数は8,023件であり、平成30年度に比べて306件増加した。措置件数を業種別にみると、①製造業が最も多く（3,496件、43.6%）、②卸売業、小売業（1,679件、20.9%）、③情報通信業（889件、11.1%）、④運輸業、郵便業（797件、9.9%）がこれに続いている。これは、これらの業種に属する事業者が多いこと、及び、これらの業種において下請取引が多く行われていることが要因であると考えられる。

これら4業種の措置件数を平成30年度と比べると、いずれも増加又は同数となっている（それぞれ①245件増、②6件増、③47件増、④は同数。）。これら4業種は平成30年度においても措置件数の多い上位4業種であり、かつ、順位も変わっていない。

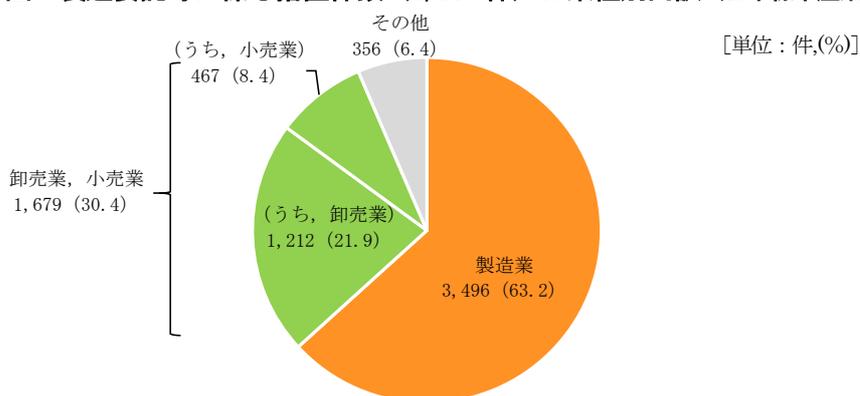
第3図 措置件数（8,023件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）



(注) () 内の数値は措置件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

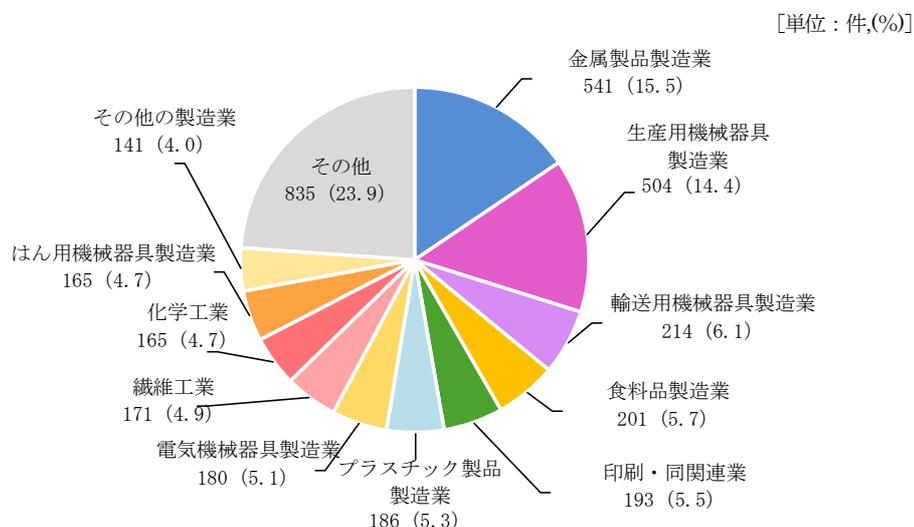
イ 製造委託等の状況（第4図参照）

第4図 製造委託等に係る措置件数（5,531件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）



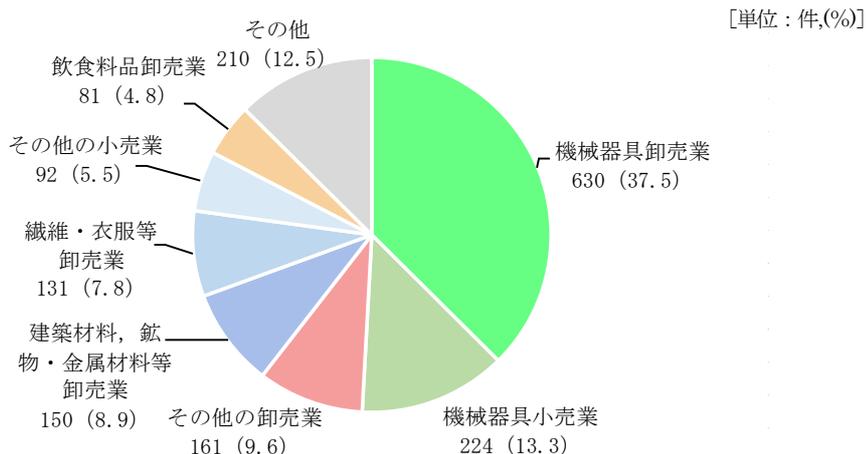
(注) () 内の数値は製造委託等に係る措置件数に占める比率である。

第4-1図 製造業に対する措置件数（3,496件）の内訳（日本標準産業分類中分類）



(注) () 内の数値は製造業に対する措置件数に占める比率である。

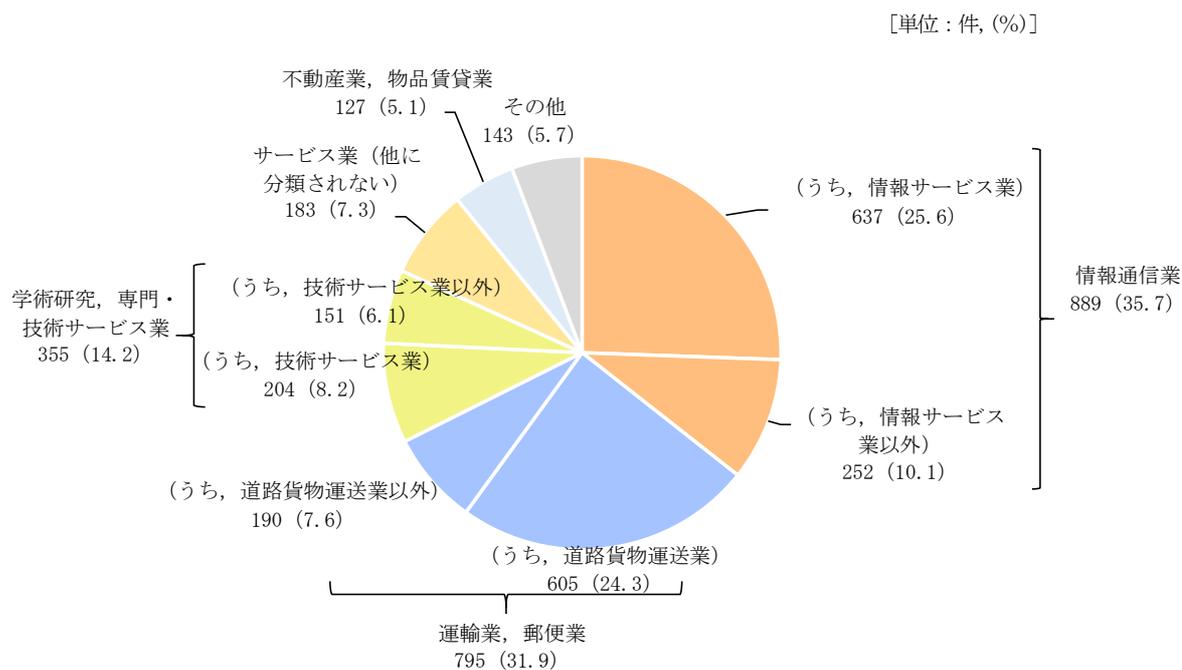
第4-2図 卸売業、小売業に対する措置件数（1,679件）の内訳（日本標準産業分類中分類）



(注) () 内の数値は卸売業、小売業に対する措置件数に占める比率である。

ウ 役務委託等の状況（第5図参照）

第5図 役務委託等に係る措置件数（2,492件）の業種別内訳（日本標準産業分類中分類）



(注) () 内の数値は役務委託等に係る措置件数に占める比率である。

(3) 下請法違反行為の類型別件数等（第3表参照）

ア 全体の状況（第6図参照）

- (7) 勧告又は指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると全体で13,528件となり、そのうち、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）が6,609件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が6,919件となっている。手続規定違反は平成30年度の6,742件から133件減少、実体規定違反は平成30年度の6,819件から100件増加している。
- (4) 実体規定違反件数6,919件の行為類型別内訳をみると、①支払遅延が3,651件（実体規定違反行為の類型別件数の合計の52.8%）と最も多く、次いで②下請代金の減額が1,150件（同16.6%）、③買ったたきが721件（同10.4%）となっており、これら3つの行為類型で全体の約8割を占めている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件，(％)]

	手続規定			実体規定												合計
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和元年度	5,864 (88.7)	745 (11.3)	6,609 (100)	32 (0.5)	3,651 (52.8)	1,150 (16.6)	14 (0.2)	721 (10.4)	72 (1.0)	98 (1.4)	254 (3.7)	336 (4.9)	590 (8.5)	1 (0.0)	6,919 (100)	13,528
製造委託等	4,202 (90.2)	458 (9.8)	4,660 (100)	29 (0.6)	2,160 (45.7)	867 (18.3)	11 (0.2)	533 (11.3)	47 (1.0)	92 (1.9)	243 (5.1)	287 (6.1)	458 (9.7)	1 (0.0)	4,728 (100)	9,388
役務委託等	1,662 (85.3)	287 (14.7)	1,949 (100)	3 (0.1)	1,491 (68.1)	283 (12.9)	3 (0.1)	188 (8.6)	25 (1.1)	6 (0.3)	11 (0.5)	49 (2.2)	132 (6.0)	0 (0.0)	2,191 (100)	4,140
平成30年度	5,964 (88.5)	778 (11.5)	6,742 (100)	46 (0.7)	3,371 (49.4)	834 (12.2)	19 (0.3)	1,487 (21.8)	90 (1.3)	113 (1.7)	374 (5.5)	348 (5.1)	132 (1.9)	5 (0.1)	6,819 (100)	13,561
製造委託等	4,183 (88.9)	520 (11.1)	4,703 (100)	36 (0.7)	2,051 (42.2)	642 (13.2)	14 (0.3)	1,195 (24.6)	61 (1.3)	110 (2.3)	356 (7.3)	291 (6.0)	96 (2.0)	3 (0.1)	4,855 (100)	9,558
役務委託等	1,781 (87.3)	258 (12.7)	2,039 (100)	10 (0.5)	1,320 (67.2)	192 (9.8)	5 (0.3)	292 (14.9)	29 (1.5)	3 (0.2)	18 (0.9)	57 (2.9)	36 (1.8)	2 (0.1)	1,964 (100)	4,003
平成29年度	5,322 (89.1)	649 (10.9)	5,971 (100)	23 (0.4)	3,129 (54.2)	611 (10.6)	20 (0.3)	1,179 (20.4)	94 (1.6)	92 (1.6)	324 (5.6)	261 (4.5)	45 (0.8)	0 (0.0)	5,778 (100)	11,749
製造委託等	3,826 (89.5)	448 (10.5)	4,274 (100)	19 (0.5)	1,988 (48.2)	461 (11.2)	19 (0.5)	932 (22.6)	62 (1.5)	89 (2.2)	311 (7.5)	212 (5.1)	29 (0.7)	0 (0.0)	4,122 (100)	8,396
役務委託等	1,496 (88.2)	201 (11.8)	1,697 (100)	4 (0.2)	1,141 (68.9)	150 (9.1)	1 (0.1)	247 (14.9)	32 (1.9)	3 (0.2)	13 (0.8)	49 (3.0)	16 (1.0)	0 (0.0)	1,656 (100)	3,353

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

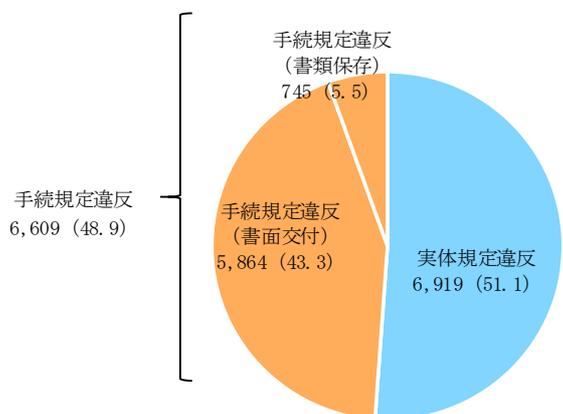
(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ()内の数値は各手続規定違反類型又は各実体規定違反類型のそれぞれの小計の件数に占める比率である。

第6-1図

類型別件数(13,528件)の内訳

[単位：件，(％)]

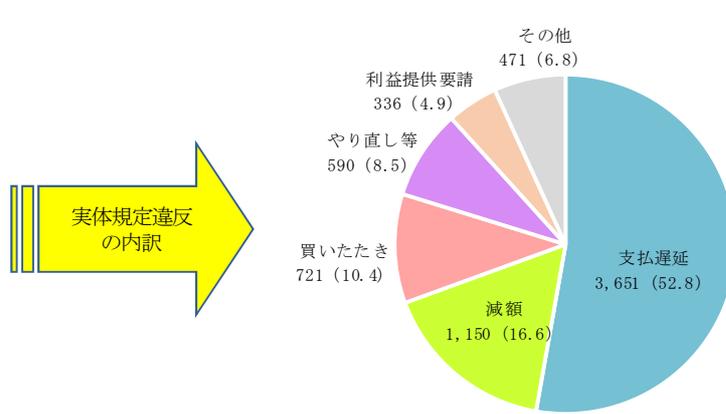


(注) ()内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

第6-2図

実体規定違反件数(6,919件)の行為類型別内訳

[単位：件，(％)]

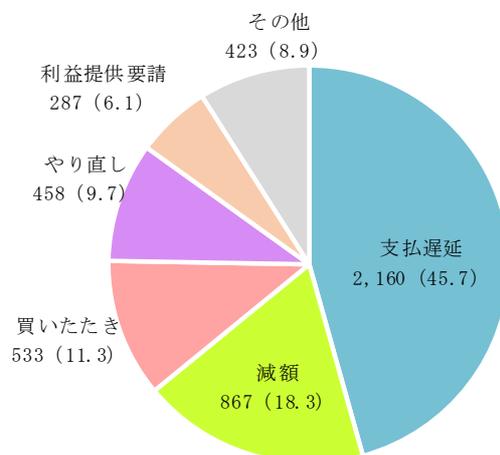


(注) ()内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

イ 製造委託等の状況（第7図参照）

第7図 製造委託等に係る実体規定違反件数（4,728件）の行為類型別内訳

[単位：件, (%)]

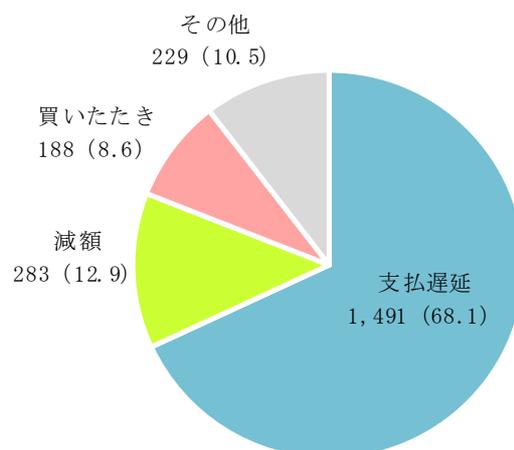


(注) ()内の数値は製造委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

ウ 役務委託等の状況（第8図参照）

第8図 役務委託等に係る実体規定違反件数（2,191件）の行為類型別内訳

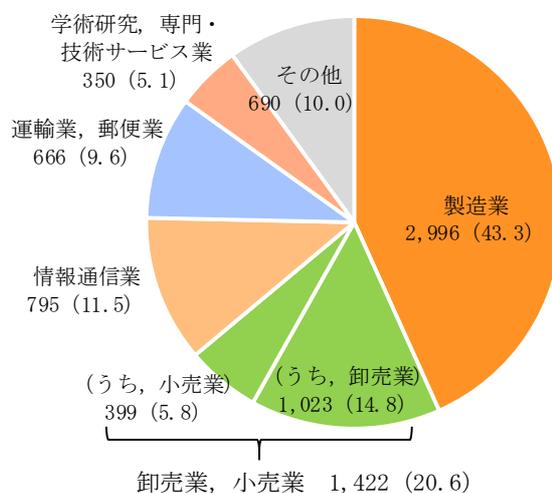
[単位：件, (%)]



(注) ()内の数値は役務委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

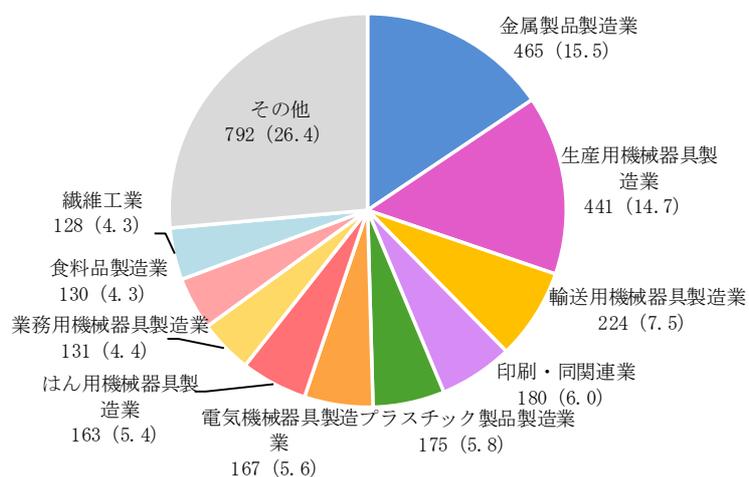
エ 実体規定違反件数の業種別内訳（第9図参照）

第9-1図 実体規定違反件数（6,919件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）
[単位：件，（％）]



(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

第9-2図 製造業に係る実体規定違反件数（2,996件）の内訳（日本標準産業分類中分類）
[単位：件，（％）]



(注) () 内の数値は製造業に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

(4) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第4表、第10図及び第11図参照）

令和元年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者268名から、下請事業者7,469名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額27億7651万円相当の原状回復が行われた。

第4表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った親事業者数 ^(注2)	返還等を受けた下請事業者数 ^(注2)	原状回復の金額 ^(注1)
減額	令和元年度	104名	4,087名	17億6191万円
	平成30年度	120名	4,593名	1億8367万円
	平成29年度	140名	7,659名	16億7800万円
返品	令和元年度	11名	106名	6億6438万円
	平成30年度	7名	59名	1911万円
	平成29年度	11名	107名	360万円
支払遅延	令和元年度	132名	2,931名	3億2026万円
	平成30年度	165名	4,901名	4億2288万円
	平成29年度	138名	3,015名	1億9675万円
不当な経済上の利益の提供要請	令和元年度	8名	229名	2556万円
	平成30年度	7名	346名	1750万円
	平成29年度	8名	47名	633万円
受領拒否	令和元年度	1名	1名	208万円
	平成30年度	1名	1名	162万円
	平成29年度	3名	162名	14億7624万円
割引困難な手形の交付	令和元年度	1名	10名	109万円
	平成30年度	2名	8名	5万円
	平成29年度	1名	5名	158万円
購入等強制	令和元年度	4名	94名	61万円
	平成30年度	5名	152名	225万円
	平成29年度	2名	10名	6万円
やり直し等	令和元年度	2名	4名	49万円
	平成30年度	2名	3名	24万円
	平成29年度	1名	1名	—
有償支給原材料等の対価の早期決済	令和元年度	3名	5名	6万円
	平成30年度	9名	95名	2088万円
	平成29年度	4名	19名	168万円
買ったたき	令和元年度	2名	2名	3万円
	平成30年度	3名	14名	244万円
	平成29年度	1名	1名	289万円
合計	令和元年度	268名	7,469名	27億7651万円
	平成30年度	321名	10,172名	6億7068万円
	平成29年度	308名	11,025名	33億6716万円

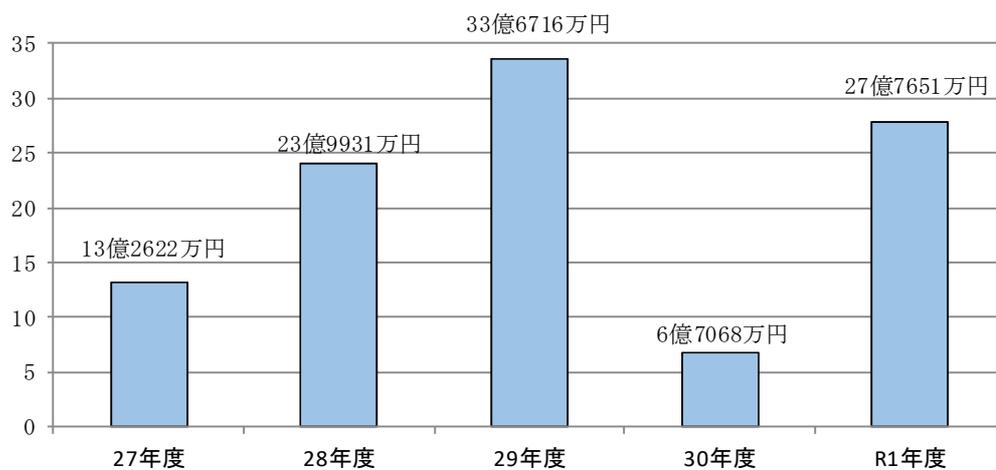
(注1) 違反行為類型ごとの原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注3) 該当がない場合を「—」で示した。

第10図 原状回復額の推移

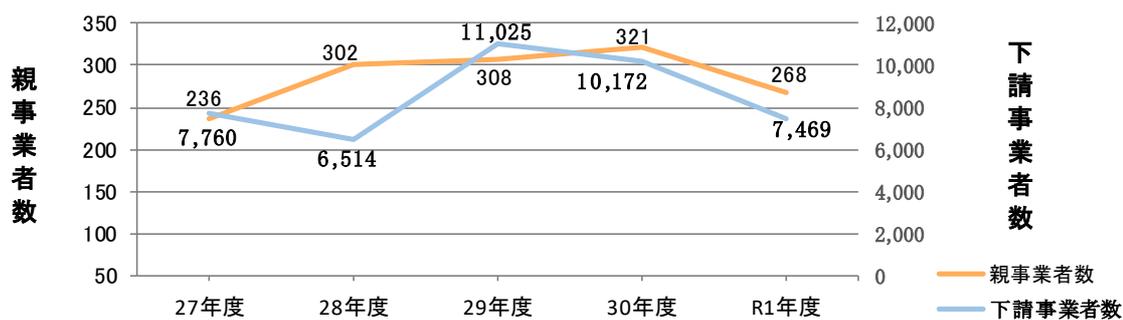
[単位：億円]



第11図 原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

[単位：名]

[単位：名]



(5) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案（第5表参照）

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表^(注1)）。

令和元年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は78件であり、同年度に処理した自発的な申出は46件であった。また、令和元年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者1,926名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額5849万円相当の原状回復が行われた^(注2)。

なお、勧告に相当するような事案に対して前記のような取扱いを行った件数は、令和元年度までの累計が26件であった。

(注1) https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

(注2) 前記(4) (12頁) 記載の金額に含まれている。

第5表 自発的な申出の件数

[単位：件]

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
52 (2)	61 (10)	47 (5)	73 (0)	78 (2)

(注) () 内は勧告相当事案件数である。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。令和元年度の状況は次のとおりである。

1 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/sep/190925.html>

(1) 下請取引適正化推進講習会

令和元年度においては、47都道府県62会場（うち公正取引委員会主催分26都道府県33会場）で実施した。

この講習会においては、公正取引委員会と中小企業庁が共通の講習会テキスト（下請取引適正化推進講習会テキスト）を用いている。

（参考）令和元年度下請取引適正化推進講習会テキスト

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/R1textbook.pdf

(2) キャンペーン標語の一般公募

令和元年度においては、下請取引適正化推進月間を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、「無茶な依頼 しないさせない 受け入れない」を特選作品として選定した。

https://www.jftc.go.jp/shitauke/oshirase/190925_files/R1_poster.pdf

(3) 下請法遵守の要請文書の発出

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買ったたき等の行為が行われることのないよう、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。

令和元年度においては、親事業者約200,000名及び関係事業者団体約1,100団体に対し、11月15日に要請を行った。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/nov/191115.html>

2 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和元年度においては、65回の講習会を実施した。

(2) 応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや事例研究を中心とした応用的な内容に関する講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を有する者を対象とした「応用講習会」を実施している。

令和元年度においては、9回の講習会を実施した。

なお、開催を予定していた13回の応用講習会のうち、4回については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催を中止した。

(3) 業種別講習会

過去に下請法等に係る違反行為がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

令和元年度においては、荷主・物流事業者向けに9回の講習会を実施した。

3 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和元年度においては、10,277件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

令和元年度においては、25か所で実施した。

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html>

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法等に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口（約2,250か所）を活用し、相談を受け付けている。

令和元年度においては、全国の商工会議所及び商工会で従事する経営指導員向けの研修会等へ24回講師を派遣するとともに、中小事業者向けリーフレット（「1分で分かる！独禁法」）等の参考資料を全国の商工会議所及び商工会へ配布した。

4 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和

元年度における下請取引等改善協力委員（定員）は 153 名である。

令和元年度においては、5 月以降 2 月末にかけて、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要は別紙 5 のとおりである。

5 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

令和元年度においては、事業者団体等へ 68 回講師を派遣した。

6 取引実態調査等

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を図る必要性が大きい分野について、実態調査等を実施し、独占禁止法及び下請法の普及・啓発等に活用している。

令和元年度においては、製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書を公表した。また、平成 30 年度に引き続き、荷主と物流事業者との取引に関する書面調査を実施した。

(1) 製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査

公正取引委員会は、近年、事業活動における知的財産保護の重要性が高まっており、また、有識者から公正取引委員会に対して「優越的な地位にある事業者が取引先の製造業者からノウハウや知的財産権を不当に吸い上げている」といった指摘が複数寄せられていることを踏まえ、製造業者を対象とする実態調査を実施した。

当該調査の結果、ノウハウの開示を強要される、知的財産権の無償譲渡を強要される等のこれまであまり知られてこなかった事例が多数報告された。

調査結果を踏まえ、公正取引委員会は、独占禁止法及び下請法上問題となり得る行為を未然に防止する観点から、本調査結果を令和元年 6 月に公表するとともに、経済産業省及び特許庁と連携し、製造業関連の業界団体約 700 団体を通じて報告書を周知したり各種説明会において報告書を説明したりするなど、製造業全体に対して報告書の周知を行った。また、今後とも、製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等についての情報収集に努めるとともに、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処していく。さらに、下請法違反行為については、共同して下請法を運用している中小企業庁と連携して厳正に対処していく。

(2) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成 16 年 3 月 8 日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

令和元年度においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者と

の取引状況を把握するため、荷主 30,000 名及び物流事業者 40,000 名を対象とする書面調査を実施した。当該調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた 864 名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（令和 2 年 3 月）。

当該 864 名の荷主のうち、業種について回答のあった 847 名を業種別にみると、製造業が最も多く（420 名、49.6%）、卸売業（187 名、22.1%）、小売業（48 名、5.7%）がこれに続いている。また、問題となるおそれがある行為 989 件を類型別にみると、経済上の利益の提供要請が最も多く（414 件、41.9%）、代金の支払遅延（230 件、23.3%）、発注内容の変更（158 件、16.0%）がこれに続いている（別紙 6 参照）。

(3) コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査

公正取引委員会は、コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等を対象として、優越的地位の濫用規制の観点から実態調査を開始し、全国の約 57,000 の加盟店に対して、令和 2 年 1 月 17 日に調査票を発送した。

7 新型コロナウイルス感染症に関連した取組

(1) 下請法等に係る Q & A の公表

公正取引委員会は、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業との取引に関して、中小企業庁と連名で、下請法等に係る Q & A を令和 2 年 5 月 13 日に公表するとともに、下請法等に関する個別具体的な相談等に迅速に対応している。

<https://www.jftc.go.jp/oshirase/coronashitaukeqa.html>

(2) 新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について

公正取引委員会は、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、経済産業大臣、厚生労働大臣と連名で、関係団体を通じて、要請を行った（令和 2 年 3 月 10 日公表）。

下請法の各種講習会に参加できない場合であっても、下請法の理解に役立つよう、講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を下記のウェブサイトで公開中。



(公正取引委員会ウェブサイト) <https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>

(YouTube 公正取引委員会チャンネル) <https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>

～下請法関係のパンフレットは下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

令和元年度における勧告事件

① 森永製菓(株)に対する件（平成 31 年 4 月 23 日）	
親事業者	森永製菓(株)（本社 東京都）
事業内容	食料品の製造販売業
下請取引の内容	食料品の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した食料品について引き下げた単価を遡って適用し、下請代金の額から、下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 11 月～平成 30 年 5 月）。
減額金額	下請事業者 5 名に対し、総額 958 万 2853 円 【勧告前に返還済み】

② (株) L I X I L ビバに対する件（令和元年 9 月 27 日）	
親事業者	(株) L I X I L ビバ（本社 埼玉県）
事業内容	日用品、園芸用品、大工用品等の小売業
下請取引の内容	日用品、園芸用品、大工用品等の製造
違反行為の概要 （期間）	【不当な経済上の利益の提供要請（第 4 条第 2 項第 3 号）】 自社の店舗（ホームセンター）における商品、商品棚、什器等の移動、商品の陳列等の作業（売場手直し）を行わせるため、下請事業者の利益との関係を明らかにすることなく、その従業員等を派遣するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、35 店舗において、延べ 812 人の従業員等を派遣させ、延べ 6,131 時間 26 分（休憩時間を含む。）にわたり、無償で当該作業を行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（平成 29 年 10 月～平成 30 年 12 月）。
利益提供金額	下請事業者 43 名に対し、総額 973 万 7765 円

③ 三友工業(株)に対する件（令和元年9月27日）	
親事業者	三友工業(株)（本社 愛知県）
事業内容	ゴム射出成形機 ^(注1) 等の製造販売業
下請取引の内容	ゴム射出成形機等の部品，半製品及び原材料の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより，下請代金の額を減じていた。 ア 「期間契約」 ^(注2) の額（平成29年11月～平成31年1月） イ 「特別物件価格協力」 ^(注2) の額（平成29年11月～平成30年12月） ウ 「手数料」 ^(注3) の額（平成29年11月～平成31年3月）
減額金額	下請事業者36名に対し，総額2010万4269円

（注1）主に自動車部品であるゴム製品を射出成形して製造するための機械

（注2）「期間契約」・「特別物件価格協力」 自社の利益確保のために徴収した金銭のこと。

（注3）「手数料」 下請代金を手形等ではなく現金で支払っていることを理由として徴収した金銭のこと。

④ 東洋電装(株)に対する件（令和元年9月30日）	
親事業者	東洋電装(株)（本社 東京都）
事業内容	自動車部品等の製造業
下請取引の内容	スイッチ，センサー等の部品等の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 単価の引下げ改定を行ったところ，単価の引下げの合意日前に発注した部品等について引き下げた単価を遡って適用し，下請代金の額から，下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引くことにより，下請代金の額を減じていた（平成30年1月～平成31年4月）。
減額金額	下請事業者32名に対し，総額1567万8869円 【勧告前に返還済み】

⑤ 誠和産業(株)に対する件（令和元年11月22日）	
親事業者	誠和産業(株)（本社 大阪府）
事業内容	プラスチック製品の製造業
下請取引の内容	プラスチック製品，その半製品，金型等の製造
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「仕入割引」 ^(注) を下請代金の額から差し引くことにより，下請代金の額を減じていた（平成30年2月～令和元年8月）。
減額金額	下請事業者54名に対し，総額2786万2291円 【勧告前に返還済み】

（注）下請代金を手形ではなく現金で支払っていることを理由に徴収した金銭のこと。

⑥ (株)レリアンに対する件（令和2年2月14日）	
親事業者	(株)レリアン（本社 東京都）
事業内容	女性向け既製服等の小売業
下請取引の内容	女性向け既製服等の製造
違反行為の概要 （期間）	<p>①【下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）】 顧客に販売した日を下請事業者の給付を受領した日とみなして支払期日を定める消化仕入取引を行っていたため下請代金の支払期日が定められておらず、下請法第2条の2第2項の規定により、下請事業者の給付を受領した日が下請代金の支払期日と定められたものとみなされるところ、下請事業者から受領した給付の一部について、当該下請事業者に対し、当該期日の経過後なお下請代金を支払っていない（平成30年11月～）。</p> <p>②【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 次のアからエまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ア 「マークダウン等による値引き」^(注1)の額（平成30年11月～令和元年10月）^(注2) イ 「手数料」^(注3)の額（平成30年11月～令和元年12月） ウ 「金利」^(注4)の額（平成30年11月～令和元年10月） エ 下請代金を(株)三景を通じて下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、(株)三景が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額（平成30年11月～令和元年10月）</p> <p>③【返品（第4条第1項第4号）】 ア 下請事業者から商品を受領した後、当該商品が売れ残ったことを理由として、当該商品を引き取らせていた（平成30年11月～令和元年10月）。^(注2) イ 一部の下請事業者に返品に係る送料を負担させていた。</p>
①支払遅延金額	①下請代金の支払遅延 下請事業者10名に対し、総額1億7015万8471円
②減額金額	②下請代金の減額 下請事業者13名に対し、総額14億9105万8351円 【前記②アを除き、勧告前に返還済み】
③返品金額	③返品 下請事業者13名に対し、総額6億5533万1070円 【前記③イについて、勧告前に支払済み】

(注1)「マークダウン等による値引き」 セール時に自社の店頭小売価格を引き下げるマークダウンの原資とするなどのために徴収した金銭のこと。

(注2) 勧告時点で取りやめていない。

(注3)「手数料」 下請代金を(株)三景を通じて支払うことに伴い徴収した金銭のこと。

(注4)「金利」 下請代金を手形払の満期相当日に現金で支払う方法（期日現金払）を採ったとき、当該満期相当日より早く下請代金を支払うことに伴い徴収した金銭のこと。

⑦ (株)サンクゼールに対する件（令和2年3月19日）	
親事業者	(株)サンクゼール（本社 長野県）
事業内容	食料品等の製造販売業
下請取引の内容	食料品等の製造
違反行為の概要 （期間）	<p>【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>下請事業者に対し、納品責任を負うべき場所を物流センターと指定した食料品等について、従前、物流センターの運営等に係る費用を徴収することなく物流センターに納品させていたが、下請代金の単価改定の機会及び物流センターに納品せず自社の各店舗等に直接納品するか否かの選択の機会を与えることなく、前記費用の一部として、「センターフィー」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を徴収することとし、「センターフィー」を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成29年12月～令和元年7月）。</p>
減額金額	下請事業者31名に対し、総額3725万4503円 【勧告前に返還済み】

～勧告事件の詳細は下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/index.html>

令和元年度における働き方改革に関連する下請法違反実例

○減額

A社

食料品等の製造を下請事業者に委託している製造販売会社A社（本社長野県）は、自社の各店舗向け商品を自社の物流センターに集め、自社で仕分け作業を行っていたが、当該仕分け作業を外部委託することとしたことに伴い、当該委託費用等に充てる目的で、下請事業者に対し、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていた。

このような行為は、下請法が禁止する下請代金の減額に該当するとともに、親事業者の働き方改革の取組を下請事業者にしわ寄せするものである。

○買ったたき

B社

運送業務を下請事業者に委託している運送会社B社（本社東京都）は、下請事業者に対し、委託する附帯作業（荷積み、荷卸し、養生、横持作業^(注)等）の内容を明らかにせず、下請代金の額について十分な協議を行わないまま委託を行い、また、当該附帯作業を行わせていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたき及び不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

(注)「横持作業」とは、荷物をトラックなどの駐停車可能な場所から目的の場所まで運ぶ作業のことである。

C社

自動車部品等の製造を下請事業者に委託している製造会社C社（本社山形県）は、下請事業者に対し、見積時点で予定していた納期を短縮し、下請事業者が休日出勤し納品することとなったにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、一方的に当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

D社

釣具部品等の製造を下請事業者に委託している製造会社D社（本社東京都）は、自社の都合で、見積時点で予定していた製造期間よりも大幅に短い納期設定で発注したにもかかわらず、下請事業者と十分に協議せず、当初の見積単価を見直さないまま発注していた。その結果、下請事業者は残業等による対応を余儀なくさせられた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

E社

ビル清掃を下請事業者に委託しているビルメンテナンス会社E社（本社東京都）は、原価に占める人件費の割合が高い業務について、最低賃金の額が引き上げられている情勢を顧みず、下請代金の額について十分な協議を行わないまま10年以上にわたって従前の額に据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったときに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

F社

雑誌に掲載する原稿、イラスト、写真等の制作を下請事業者に委託している出版社F社（本社東京都）は、原価に占める人件費の割合が高い業務の委託単価について、人件費が高騰しているにもかかわらず、下請事業者と十分な協議を行わないまま、長期間、従前の額に据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったときに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

○不当な経済上の利益の提供要請

G社

日用品等の製造を下請事業者に委託している小売業者G社（本社埼玉県）は、下請事業者に対し、自社の店舗における商品の陳列等の作業を行わせるため、従業員等を派遣するよう要請し、無償で当該作業を行わせていた。当該作業は、休日に行うことや8時間を超える長時間に及ぶこともあったことから、下請事業者は休日勤務や残業による対応を余儀なくさせられた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

○不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

H社

運送業務を下請事業者に委託している運送会社H社（本社東京都）は、下請事業者が指定された時刻に指定場所に到着したものの、下請事業者の責めに帰すべき理由なく待機を余儀なくさせたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

I社

包装資材の製造を下請事業者に委託している製造会社 I 社（本社北海道）は、下請事業者に発注するに当たり、発注書面に仕様を明確に記載しなかったにもかかわらず、納品された製品が発注書面に記載された仕様と違うとして製造のやり直しをさせた。その結果、下請事業者は追加の業務を行うこととなり、そのための作業時間が追加で発生することとなった。

このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

J社

食料品の包装材の製造を下請事業者に委託している食料品卸売業者 J 社（本社東京都）は、発注数量を急きょ増加し、下請事業者の従業員に長時間労働をさせることで対応させていた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

令和元年度における金型に関連する下請法違反実例

○支払遅延

A社

金型の製造を下請事業者に委託しているアパレル製品製造会社A社（本社東京都）は、金型の製造委託において、金型から作成された製品の単価に、発注数量から1個当たりの金型代金を算出し、製品単価にこれを上乗せすることにより金型代金の支払を行っていたため、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払っていない。

このような行為は、下請法が禁止する下請代金の支払遅延に該当するおそれがあるものである。

○不当な経済上の利益の提供要請

B社

金型の保管を下請事業者に委託している工業用ゴム・プラスチック製品製造会社B社（本社東京都）は、自社が所有する金型を下請事業者に保管させているが、下請事業者から要請がない限り、保管費用や廃棄費用を支払っていない。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあるものである。

C社

金型の製造を下請事業者に委託している非鉄金属製品卸売会社C社（本社東京都）は、下請事業者に対し、長期間、製造していない物品の金型を無償で保管させている。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあるものである。

D社

金型を下請事業者に貸与しているゴム製品製造会社D社（本社東京都）は、数十年前に貸与した金型の所在を十分に把握しておらず、不要になった後も回収せず引き続き下請事業者に保管させているとともに、貸与したことが把握できる金型であっても直近1年間の稼働実績がないものも多くあったが、引き続き下請事業者に保管させていた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するものである。

措置件数（8,023件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件]

令和元年度			平成30年度	令和元年度			平成30年度
地区	都道府県	件数	件数	地区	都道府県	件数	件数
北海道地区	北海道	247	246	近畿地区	福井県	62	48
東北地区	青森県	42	38		滋賀県	68	76
	岩手県	65	50		京都府	174	170
	宮城県	97	95		大阪府	751	779
	秋田県	36	49		兵庫県	268	244
	山形県	67	65		奈良県	36	38
	福島県	71	68		和歌山県	36	34
東北地区計		378	365	近畿地区計		1,395	1,389
関東甲信越地区	茨城県	109	90	中国地区	鳥取県	27	28
	栃木県	92	89		島根県	52	29
	群馬県	123	119		岡山県	105	116
	埼玉県	321	284		広島県	214	178
	千葉県	159	143		山口県	75	59
	東京都	2,425	2,371	中国地区計		473	410
	神奈川県	440	422	四国地区	徳島県	27	27
	新潟県	185	156		香川県	75	61
	山梨県	45	32		愛媛県	54	57
	長野県	156	152		高知県	29	29
関東甲信越地区計		4,055	3,858	四国地区計		185	174
中部地区	富山県	71	67	九州地区	福岡県	231	220
	石川県	67	68		佐賀県	28	19
	岐阜県	82	80		長崎県	36	43
	静岡県	151	160		熊本県	57	51
	愛知県	380	354		大分県	30	30
	三重県	46	60		宮崎県	32	32
中部地区計		797	789		鹿児島県	45	45
					九州地区計		459
				沖縄地区	沖縄県	34	46
				全国計		8,023	7,717

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見

下請取引等改善協力委員から、下請取引等をめぐる最近の状況等について意見を聴取したところ、寄せられた主な意見は以下のとおりである。

1 下請取引等をめぐる最近の状況

(業界の動向や国際情勢の影響について)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊施設などではキャンセルが相次ぐなど、インバウンドに頼っている業界や地域経済の今後の見通しは良くないと考えている。また、イベントやセミナーの中止、延期が相次いでおり、関連するデザイン関係の仕事の減少が見込まれる。(運輸業, サービス業)
- 内航海運業の足下の景況感は非常に悪い。令和元年度に入ってから物流量が減少傾向になり、下期に入ってから更に物流量が減少した。そこに、新型コロナウイルス感染症が蔓延し物流が止まってしまった。特に、自動車や造船、建機といったところは物流が完全に止まっている。(運輸業)
- 新型コロナウイルス感染症の影響は長引くだろう。SARSのときは終息まで9か月ほど要した。新型コロナウイルス感染症の影響により取引先の中国での生産活動が停滞すれば、当社に厳しい経営環境になると考えられる。(運輸業, 製造業)
- 米中貿易摩擦の影響で、中国経済が落ち込み、中国向けの仕事が止まってしまった。また、世界的に物流が停滞しており、新規の造船の発注が減少している。(製造業, 情報通信業, 運輸業)

(諸費用の水準及び労働力不足への対応について)

- 原材料費や労務費といったコストが上がっているが、親事業者は消費者向けの販売価格から逆算して下請代金を定めているため、多少コストが上がっても下請代金には反映されにくい。(サービス業, 製造業)
- 最低賃金の上昇が企業経営の負担になっている。しかし、最低賃金が上がったからといって、その分を取引価格に直ちに転嫁することは難しい状況にある。(サービス業)
- 派遣社員を正社員にしなければ人手が足りない。正社員にすることにより労務費が余計にかかることになるため、大変な状況である。(製造業)

(適正な費用負担について)

- 大規模小売業者は、在庫を多く抱えているという理由で一方向的に納期を1か月延ばすことがあるが、その場合、当社に対して何ら補償はない。(製造業)
- めっき加工して納品した自動車部品数万点の中から1点不具合が見つかり、全数検査を強いられた。全数検査に必要な人件費等のコストも負担させられた。(製造業)
- 大規模小売業者が半年に一度、当社の工場監査を行っているが、当該工場監査を行うために必要な旅費を負担させられた。(製造業)
- 荷積み・荷下ろし等の付随業務に係る料金を受け取れない。また、荷積み・荷下ろしの際に待機させられる場合があるが、料金が反映されない。(運輸業)

(働き方改革について)

- 取引先の大企業では、担当者がフレックス勤務や休日を土日以外で設定しているが、当該担当者が夜間や土日に打ち合わせを求めたり、休暇中の当社社員の携帯電話に業務の問い合わせをしてくる。(製造業)
- 取引先の残業が減っているため、作業を当該取引先の勤務時間内に終わらせるように求められる。そのため、これまで1日で終わっていた仕事が2日に分割された場合、2日目の移動に係るコストが増加した。(サービス業)

(その他)

- ティア2以下の事業者は、未だに120日サイトの手形払が継続している。ティア1からティア2への支払が現金払であるとしても、ティア2以下の取引において手形払に変更されてしまうのかもしれない。(製造業)
- 取引先の物流センターのセンターフィーが値上げされている。値上げについては交渉の余地はなく、一方向的にセンターフィーを改定する旨連絡が来る。(製造業)
- システムのソースコードの著作権は開発した当社にあり、顧客に利用許諾している。しかし契約時に、発注元から著作権を譲渡するように要求され説明に苦慮している。(情報通信業)

2 公正取引委員会への意見・要望等

- 企業の購買等の部署には下請法の理解が浸透しているが、下請事業者と実際に接する現場担当者には浸透していないため、現場担当者にも理解してもらう必要がある。(製造業)

荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

1 調査票の発送数及び回答者数

調査対象事業者	発送数 (A)	回答数 (B) (B/A)
荷主	30,000 名	18,115 名 (60.4%)
物流事業者	40,000 名	20,558 名 (51.4%)

2 取引内容の検証・改善を求めた荷主数

書面調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた 864 名の荷主に対し、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（令和 2 年 3 月）。

3 取引内容の検証・改善を求めた荷主の業種別内訳

業種	取引内容の検証・改善を求めた荷主数	合計に占める割合
製造業	420 名	49.6%
卸売業	187 名	22.1%
小売業	48 名	5.7%
農業、林業、漁業	40 名	4.7%
建設業	37 名	4.4%
物流業	15 名	1.8%
情報通信業	9 名	1.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	7 名	0.8%
鉱業、採石業、砂利採取業	5 名	0.6%
その他	79 名	9.3%
合計（注）	847 名	100%

（注）取引内容の検証・改善を求めた荷主 864 名のうち、業種について回答のあった 847 名の内訳。

4 取引内容の検証・改善を求めた荷主の行為類型別内訳

行為類型	取引内容の検証・改善を求めた荷主の行為類型別の件数	合計に占める割合
経済上の利益の提供要請	414 件	41.9%
代金の支払遅延	230 件	23.3%
発注内容の変更	158 件	16.0%
代金の減額	76 件	7.7%
割引困難な手形の交付	55 件	5.6%
買ったたき	38 件	3.8%
物品等の購入・利用の強制	15 件	1.5%
要求拒否に対する報復措置	3 件	0.3%
合計（注）	989 件	100%

（注）複数の行為類型で取引内容の検証・改善を求めた荷主が存在するため、合計は上記 2 の荷主数 864 名とは一致しない。

下請法違反報告事件一覧（平成 27 年 4 月 1 日以降）

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
27- 1	㈱アマガサ【措置請求】	製造	H27.4.10	減額(支払割引)	21	65,142,852		
27- 2	ゼビオ㈱	製造	H27.7.31	減額(値引き, 遡及適用) 返品	9	13,208,977	4	38,283,097
27- 3	ミヤコ㈱	製造	H27.10.23	減額(セール協賛金値引き, リベート等)	14	21,743,475		
27- 4	㈱大地を守る会	製造	H28.3.25	減額(基本販売協力奨励金, 追加販売協力奨励金)	39	14,855,991		
28- 1	㈱日本セレモニー	役務 情報	H28.6.14	購入強制(おせち料理等)			144	33,021,500
28- 2	㈱ファミリーマート	製造	H28.8.25	減額(開店時販促費, カラー写真台帳制作費, 売値引き)	20	約650,000,000		
28- 3	㈱シジージャパン	製造	H28.9.27	減額(分荷・荷捌手数料, 達成リベート等) 不当な経済上の利益の提供要請(特別販促 金, デザイン費等)	23	47,165,685	25	17,488,932
28- 4	㈱JFRオンライン	製造	H28.11.11	減額(買先負担額, 媒体製作費協賛金) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品リユース代) (下段)	9	9,230,944	13	333,130,138
							13	390,132
28- 5	㈱ユーシン	製造	H28.11.16	減額(特別費用等)	41	142,682,625		
28- 6	㈱農協観光	役務	H28.11.25	減額(奨励金等)	13	11,633,936		
28- 7	㈱ニッド	製造	H29.2.23	減額(展示会協賛金, プラスワン登録料等)	28	約115,570,000		
28- 8	㈱プレナス	製造	H29.3.2	減額(半期協賛金, ディスカウントキャンペーン 協賛金) 返品	6	31,608,872	4	2,519,315
28- 9	㈱あらた	製造	H29.3.7	減額(現金引, 基本取引条件, 無返品分担金 等)	10	15,016,075		
28- 10	㈱井筒授与品店	製造	H29.3.16	減額(歩引き)	40	17,881,006		
28- 11	アトムリビントック㈱	製造	H29.3.22	減額(金利相当額, 協賛金, 歩引き)	39	47,703,052		
29- 1	㈱久世	製造	H29.4.27	減額(特別条件, 年間リベート等)	52	50,439,920		
29- 2	山崎製パン㈱【措置請求】	製造	H29.5.10	減額(ベンダー協賛金, 箸・フォーク代等)	10	46,224,401		
29- 3	寿屋フロンテ㈱	製造	H29.6.23	減額(原低, 遡及適用)	8	18,705,174		
29- 4	タカタ㈱	製造	H29.7.18	減額(一時金, 遡及適用)	64	249,769,538		
29- 5	㈱セブン-イレブン・ジャパン	製造	H29.7.21	減額(商品案内作成代, 新店協賛金)	76	227,461,172		
29- 6	㈱伊藤園	製造	H30.2.5	減額(特別協力金等)	2	118,801,404		
29- 7	サトープリンティング㈱	製造	H30.3.26	減額(生産システム利用料, ドットプリンタ保守 料等)	39	98,815,194		
29- 8	DXアンテナ㈱	製造	H30.3.29	減額(遡及適用)	1	12,542,830		
29- 9	㈱大冷	製造	H30.3.30	減額(品質管理指導料等)	43	約469,850,000		

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
30- 1	マル厨工業(株)	製造	H30.4.26	減額(事務手数料及び金利、協賛割戻金等)	20	16,806,142		
30- 2	小野建(株)	製造	H30.6.15	減額(割引利息等)	1,368	36,414,345		
30- 3	全日本食品(株)	製造	H30.8.29	減額(年契基本、発注オンライン料、販促 スポット条件、決算協力金・販売奨励金等)	21	12,902,475		
30- 4	磯川産業(株)	製造	H30.10.17	減額(金利相当額、仕入値引等)	33	11,131,440		
30- 5	(株)サンリオ	製造	H30.12.12	返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品サンプル)(下段)			14	11,178,161 (注4)
							175	6,926,770 (注4)
30- 6	アイア(株)	製造	H31.1.23	減額(縫製会費等、歩引き)	53	10,573,048		
30- 7	(株)柿安本店	製造	H31.2.21	減額(販売協力金)	5	15,158,869		
R1- 1	森永製菓(株)	製造	H31.4.23	減額(遡及適用)	5	9,582,853		
R1- 2	(株)LIXILビバ	製造	R1.9.27	不当な経済上の利益の提供要請(売場手直し)			43	9,737,765
R1- 3	三友工業(株)	製造	R1.9.27	減額(期間契約、特別物件価格協力、手数料)	36	20,104,269		
R1- 4	東洋電装(株)	製造	R1.9.30	減額(遡及適用)	32	15,678,869		
R1- 5	誠和産業(株)	製造	R1.11.22	減額(仕入割引)	54	27,862,291		
R1- 6	(株)レリアン	製造	R2.2.14	減額(マークダウン等による値引き、手数料、金利等) 支払遅延(上段) 返品(下段)	13	1,491,058,351	10	170,158,471
							13	655,331,070
R1- 7	(株)サンクゼール	製造	R2.3.19	減額(センターフィー)	31	37,254,503		

(注1)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注2)「分野」欄には、違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注3)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。

(注4)米ドルによる返品、利益提供要請金額を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。

実体規定違反行為類型別件数の業種別内訳（日本標準産業分類中分類）

1 下請代金の支払遅延

[単位：件，（％）]

	情報サービス業	道路貨物運送業	機械器具卸売業	生産用機械器具製造業	金属製品製造業	技術サービス業	映像・音声・文字情報制作業	機械器具小売業	印刷・同関連業	電気機械器具製造業	その他	合計
令和元年度	442 (12.1)	300 (8.2)	287 (7.9)	190 (5.2)	166 (4.5)	136 (3.7)	118 (3.2)	117 (3.2)	95 (2.6)	79 (2.2)	1,721 (47.1)	3,651 (100)
平成30年度	447 (13.3)	263 (7.8)	307 (9.1)	230 (6.8)	226 (6.7)	104 (3.1)	80 (2.4)	71 (2.1)	74 (2.2)	64 (1.9)	1,505 (44.6)	3,371 (100)
平成29年度	273 (8.7)	130 (4.2)	169 (5.4)	185 (5.9)	144 (4.6)	129 (4.1)	70 (2.2)	55 (1.8)	78 (2.5)	110 (3.5)	1,786 (57.1)	3,129 (100)

(注1) 業種は令和元年度における違反件数の多い順に左から並べている。したがって、平成29、30年度においては、必ずしも当該年度における違反件数の多い上位10業種とはなっていない。以下同じ。

(注2) 「その他」は、令和元年度における上位10業種以外の業種の合計である。以下同じ。

2 下請代金の減額

[単位：件，（％）]

	機械器具卸売業	道路貨物運送業	金属製品製造業	生産用機械器具製造業	プラスチック製品製造業	輸送用機械器具製造業	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	機械器具小売業	情報サービス業	印刷・同関連業	その他	合計
令和元年度	93 (8.1)	90 (7.8)	87 (7.6)	72 (6.3)	41 (3.6)	39 (3.4)	36 (3.1)	36 (3.1)	35 (3.0)	32 (2.8)	589 (51.2)	1,150 (100)
平成30年度	60 (7.2)	70 (8.4)	82 (9.8)	72 (8.6)	16 (1.9)	29 (3.5)	32 (3.8)	11 (1.3)	35 (4.2)	29 (3.5)	398 (47.7)	834 (100)
平成29年度	35 (5.7)	32 (5.2)	40 (6.5)	37 (6.1)	21 (3.4)	10 (1.6)	24 (3.9)	5 (0.8)	13 (2.1)	11 (1.8)	383 (62.7)	611 (100)

3 買ったたき

[単位：件，（％）]

	道路貨物運送業	金属製品製造業	生産用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	機械器具卸売業	情報サービス業	化学工業	電気機械器具製造業	繊維工業	プラスチック製品製造業	その他	合計
令和元年度	68 (9.4)	66 (9.2)	50 (6.9)	43 (6.0)	42 (5.8)	39 (5.4)	22 (3.1)	20 (2.8)	19 (2.6)	19 (2.6)	333 (46.2)	721 (100)
平成30年度	128 (8.6)	186 (12.5)	145 (9.8)	78 (5.2)	118 (7.9)	38 (2.6)	25 (1.7)	29 (2.0)	48 (3.2)	30 (2.0)	662 (44.5)	1,487 (100)
平成29年度	44 (3.7)	109 (9.2)	104 (8.8)	29 (2.5)	64 (5.4)	34 (2.9)	25 (2.1)	48 (4.1)	40 (3.4)	36 (3.1)	646 (54.8)	1,179 (100)

4 不当な給付内容の変更・やり直し

[単位：件，（％）]

	機械器具卸売業	金属製品製造業	生産用機械器具製造業	道路貨物運送業	情報サービス業	輸送用機械器具製造業	プラスチック製品製造業	機械器具小売業	その他の卸売業	はん用機械器具製造業	その他	合計
令和元年度	59 (10.0)	58 (9.8)	45 (7.6)	36 (6.1)	31 (5.3)	27 (4.6)	23 (3.9)	21 (3.6)	15 (2.5)	14 (2.4)	261 (44.2)	590 (100)
平成30年度	15 (11.4)	11 (8.3)	5 (3.8)	4 (3.0)	10 (7.6)	4 (3.0)	0 (0.0)	3 (2.3)	4 (3.0)	2 (1.5)	74 (56.1)	132 (100)
平成29年度	2 (4.4)	4 (8.9)	1 (2.2)	3 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (4.4)	0 (0.0)	2 (4.4)	2 (4.4)	29 (64.4)	45 (100)

5 不当な経済上の利益の提供要請

[単位：件，（％）]

	金属製品製造業	生産用機械器具製造業	機械器具卸売業	輸送用機械器具製造業	その他の製造業	はん用機械器具製造業	業務用機械器具製造業	プラスチック製品製造業	道路貨物運送業	情報サービス業	その他	合計
令和元年度	38 (11.3)	34 (10.1)	27 (8.0)	19 (5.7)	18 (5.4)	14 (4.2)	14 (4.2)	13 (3.9)	10 (3.0)	10 (3.0)	139 (41.4)	336 (100)
平成30年度	38 (10.9)	26 (7.5)	32 (9.2)	15 (4.3)	11 (3.2)	13 (3.7)	5 (1.4)	15 (4.3)	15 (4.3)	11 (3.2)	167 (48.0)	348 (100)
平成29年度	23 (8.8)	19 (7.3)	19 (7.3)	9 (3.4)	10 (3.8)	4 (1.5)	8 (3.1)	16 (6.1)	3 (1.1)	9 (3.4)	141 (54.0)	261 (100)

6 割引困難な手形の交付

[単位：件，（％）]

	生産用機械器具製造業	金属製品製造業	機械器具卸売業	はん用機械器具製造業	電気機械器具製造業	プラスチック製品製造業	輸送用機械器具製造業	印刷・同関連業	業務用機械器具製造業	繊維工業	その他	合計
令和元年度	38 (15.0)	36 (14.2)	31 (12.2)	14 (5.5)	13 (5.1)	12 (4.7)	11 (4.3)	11 (4.3)	10 (3.9)	9 (3.5)	69 (27.2)	254 (100)
平成30年度	67 (17.9)	65 (17.4)	48 (12.8)	26 (7.0)	13 (3.5)	8 (2.1)	10 (2.7)	6 (1.6)	7 (1.9)	8 (2.1)	116 (31.0)	374 (100)
平成29年度	55 (17.0)	37 (11.4)	18 (5.6)	11 (3.4)	31 (9.6)	13 (4.0)	11 (3.4)	2 (0.6)	11 (3.4)	7 (2.2)	128 (39.5)	324 (100)

7 有償支給原材料等の対価の早期決済

[単位：件，（％）]

	金属製品製造業	輸送用機械器具製造業	機械器具卸売業	生産用機械器具製造業	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	プラスチック製品製造業	化学工業	飲食品卸売業	協同組合	非鉄金属製造業	その他	合計
令和元年度	11 (11.2)	8 (8.2)	7 (7.1)	5 (5.1)	5 (5.1)	5 (5.1)	5 (5.1)	5 (5.1)	5 (5.1)	4 (4.1)	38 (38.8)	98 (100)
平成30年度	13 (11.5)	7 (6.2)	11 (9.7)	11 (9.7)	8 (7.1)	5 (4.4)	4 (3.5)	3 (2.7)	2 (1.8)	2 (1.8)	47 (41.6)	113 (100)
平成29年度	4 (4.3)	6 (6.5)	7 (7.6)	3 (3.3)	7 (7.6)	5 (5.4)	5 (5.4)	5 (5.4)	5 (5.4)	2 (2.2)	43 (46.7)	92 (100)

8 購入・利用強制

[単位：件，（％）]

	機械器具小売業	食料品製造業	機械器具卸売業	道路貨物運送業	情報サービス業	不動産賃貸業・管理業	生産用機械器具製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	印刷・同関連業	その他の事業サービス業	その他	合計
令和元年度	8 (11.1)	6 (8.3)	6 (8.3)	6 (8.3)	4 (5.6)	4 (5.6)	3 (4.2)	3 (4.2)	3 (4.2)	3 (4.2)	26 (36.1)	72 (100)
平成30年度	2 (2.2)	3 (3.3)	10 (11.1)	9 (10.0)	4 (4.4)	2 (2.2)	5 (5.6)	3 (3.3)	0 (0.0)	2 (2.2)	50 (55.6)	90 (100)
平成29年度	2 (2.1)	6 (6.4)	9 (9.6)	4 (4.3)	5 (5.3)	2 (2.1)	1 (1.1)	1 (1.1)	1 (1.1)	3 (3.2)	60 (63.8)	94 (100)

9 受領拒否

[単位：件，（％）]

	その他の卸売業	生産用機械器具製造業	金属製品製造業	情報サービス業	繊維・衣服等卸売業	輸送用機械器具製造業	プラスチック製品製造業	機械器具卸売業	印刷・同関連業	各種商品卸売業	その他	合計
令和元年度	4 (12.5)	4 (12.5)	2 (6.3)	2 (6.3)	2 (6.3)	2 (6.3)	2 (6.3)	1 (3.1)	1 (3.1)	1 (3.1)	11 (34.4)	32 (100)
平成30年度	3 (6.5)	3 (6.5)	6 (13.0)	3 (6.5)	2 (4.3)	2 (4.3)	0 (0.0)	3 (6.5)	2 (4.3)	2 (4.3)	20 (43.5)	46 (100)
平成29年度	2 (8.7)	1 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.3)	0 (0.0)	1 (4.3)	1 (4.3)	1 (4.3)	0 (0.0)	16 (69.6)	23 (100)

10 返品

[単位：件，（％）]

	織物・衣服・身の回り品小売業	娯楽業	業務用機械器具製造業	食料品製造業	情報サービス業	プラスチック製品製造業	機械器具小売業	ゴム製品製造業	電気機械器具製造業	各種商品小売業	その他	合計
令和元年度	2 (14.3)	2 (14.3)	1 (7.1)	1 (7.1)	1 (7.1)	1 (7.1)	1 (7.1)	1 (7.1)	1 (7.1)	1 (7.1)	2 (14.3)	14 (100)
平成30年度	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (10.5)	1 (5.3)	1 (5.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (78.9)	19 (100)
平成29年度	2 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (10.0)	0 (0.0)	2 (10.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (65.0)	20 (100)